

第6号様式（第19条関係）

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成26年7月31日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京都府公立大学法人 理事長 荒巻慎一 電話 075-212-5406					
主たる業種	大学					細分類番号 8 1 6 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の延べ床面積あたりの温室効果ガス排出量を3%削減する。						
計画を推進するための体制	理事長を本部長とする地球温暖化対策推進本部のもとに、総務・経営担当理事を幹事長とする幹事会を設置し、法人における総合的な地球温暖化対策を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	23,768.0トン	21,117.0トン	18,145.8トン	22,308.6トン	-13.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	23,768.0トン	21,117.0トン	18,145.8トン	22,308.6トン	-13.7 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	エコオフィス活動の徹底や施設の環境性能向上等の取組を進めることにより、目標としていた延べ床面積あたりの温室効果ガス排出量3%削減以上の削減が達成できた。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	教育・医療	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	12.79	10.25	9.77	9.69	-22.57 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	エコオフィス活動の徹底や施設の環境性能向上等の取組を進めることにより、目標値以上の削減が達成できた。					
	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	60.0 パーセント	65.0 パーセント	65.0 パーセント	65.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	京都府立医科大学にヨージェネレーションシステムを導入することにより、電力負荷の低減を図る。					
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤手段は、自転車又は公共交通機関の使用を原則とし、やむを得ない者に限り自家用車での通勤を許可することとする。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	府立医科大学(河原町・広小路キャンパス)、府立大学(下鴨キャンパス)共に、上記措置は、職員の間で浸透し、遵守されている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府立医科大学においては、小児医療センターに屋上庭園を設ける等、屋上緑化に取り組んでいる。京都府立大学においては、持続発展可能な地域環境政策に関する研究を京都府と協働で継続的に行っている。また、附属農場や附属演習林で府民参加行事を実施し、環境問題の意識啓発につなげている。						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。